

京都市区役所・支所庁舎自動販売機設置仕様書

京都市文化市民局地域自治推進室（以下「地域自治推進室」といいます。）が行う京都市区役所・支所庁舎における自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」といいます。）の募集に参加される方は、この仕様書をよく読み、以下の事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

災害発生時に無償で飲料を提供することのほか、市有財産を有効活用することで、財源確保を図り、市民サービスの向上を進めていくことを目的として京都市区役所・支所庁舎に飲料自動販売機を設置します。

2 設置条件等

(1) 所在地、設置場所、寸法上限

別紙 のとおり

(2) 設置事業者

下表の第1、第2グループそれぞれについて、設置事業者を募集します。

応募者は、第1、第2グループの両方に応募することも可能です。

なお、決定方法は、「7 営業事業者の決定」を参照してください。

	台数
第1グループ	26台
第2グループ	11台

※ 設置番号及び公募区分については、別紙を参照してください。

※ 第一グループの西京保健福祉センター別館については庁舎建て替えの関係により令和6年3月31日までの設置です。

(3) 最低使用料

	最低使用料（税込）
第1グループ	369,959円（26台分合計）
第2グループ	165,225円（11台分合計）

(4) 空容器回収箱

設置事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置しなければなりません。

空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないように適切に回収し、回収した空容器は関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。

回収箱の形式に指定はありませんが、事前に、地域自治推進室と協議のうえ設置してください。

(5) 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った飲料（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはいけません。

また、商品のラインナップについて同一種類のものばかりを並べず、柔軟に対応してください。

イ 販売価格

標準販売価格（メーカー希望小売価格）としてください。

(6) 設置機種等

ア 災害救助ベンダー

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供していただきます。

なお、災害発生時には電気が供給されない状況であっても使用（対応）できる自動販売機としてください。

イ ユニバーサルデザイン

誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機としてください（注）。

（注）上京区役所の設置番号①～②、下京区役所の設置番号①～②、南区役所の設置番号②は除きます。ただし、それぞれの設置場所を考慮し、できる限り使いやすいものとするよう努めてください。

ウ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開庁時間外や閉庁日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機としてください。

エ 電気子メーター

設置事業者は、設置するすべての自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

なお、設置にあたり必要となる工事に要する一切の費用は、設置事業者の負担となります。

オ 新紙幣及び硬貨について

設置業者は、新紙幣及び硬貨について対応できる機種をできる限り設置してください。

なお、設置にかかる一切の費用は設置業者の負担となります。

(7) 意匠

自動販売機の意匠については、事前に地域自治推進室に提示したうえで、承諾を得てください（公共施設に設置することを踏まえた意匠としてください。景観を害するおそれのあるものや、宗教的又は政治的な色彩を有していると判断されるもの、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるものなどについては、不可とさせていただきます。）。

屋外に設置するものについては、京都市の景観条例に適合するものとしてください。

(8) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の費用は、設置事業者の負担となります。

(9) 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

(10) 故障、問い合わせ及び苦情への対応

設置事業者は、設置するすべての自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、すべて設置事業者の責任において対応してください。

(11) 維持管理等

ア フルオペレーション

設置営業事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期的点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

イ 作業時間等

作業内容、作業時間等については、事前に地域自治推進室と協議のうえ、庁舎内での公務に支障を来たすことのないよう十分に注意して行ってください。

(12) 機器の変更等

設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、事前に地域自治推進室に申し出たうえで、承諾を得てください。

3 応募資格要件

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方が、設置事業者に応募することができます。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる資格を有している方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務(営業事業者自らが管理・運営するものに限る。)

について3年以上の実績を有していること

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること

ウ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと

(2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類(注)を提出する方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について3年以上の実績を有していること

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること

ウ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと

オ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと

カ 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)に係ると認められる者でないこと

(ア)京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき。

(イ)下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(ウ)乙が、第1号に該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(注) 自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申し込みに当たって、下記の書類を提出してください。（ただし、下記の「自己を証明する書類の提出が免除される方」を除く。）

<申込者又は応募者が個人であるとき>

- ・ 印鑑登録証明書（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

<申出者又は応募者が法人であるとき>

- ・ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

※ 自己を証明する書類の提出が免除される方

<印鑑登録証明書または登記事項証明書について>

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人
- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、本市の契約相手方とするに足る信用性があると認められるもの

<誓約書について>

- 1 国、地方公共団体、外郭団体、NPO法人・公益社団法人・公益財団法人等の法令により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体。
- 2 地域住民組織（町内会、自治連合会等）
- 3 指定管理者として指定されている業者等、一般競争入札参加資格者、指名競争入札参加資格者 など
- 4 京都市暴力団排除条例第6条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。

4 募集条件等

(1) 使用許可の期間

営業事業者に対する使用許可の期間については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとします。

(2) 使用許可の更新

令和6年4月1日以降、前記「2 設置条件等」の第1、第2グループの営業事業者に対しては、それまでの使用状況や必要性を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、2年（令和7年3月31日まで）を限度に引き続き使用許可を更新します。

(3) 使用料

ア 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料）として、設置期間分の使用料を百円単位で記入してください。

イ 使用許可の更新後の使用料

前記「2 設置条件等」の第1、第2グループの設置事業者に対して使用許可を更新する場合、更新後の使用料については、引き続き当初の使用料と同額とします。

ウ 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日（使用許可書発行後30日以内）までに設置期間分の使用料を全額納入してください。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。なお、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は設置事業者の負担となります。

(4) 必要経費

ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は設置事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。

イ 電気料金

自動販売機の運転に必要な電気料金は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき、設置事業者の実費負担とします。

電気料金は、本市が発行する納入通知書により、四半期ごとに本市が指定する期日内に納入してください。

(5) 遵守事項等

- ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納付してください。
- イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

(6) その他

- ア 以下の自動販売機は、今回募集するもの以外で、すでに設置されているものです。また、自動販売機及びこれに関連するものの設置状況については、今後変動する場合がありますので、予め御了承ください。
 - 北区役所 2階区民交流会議スペース前、4階青少年活動センター前
 - 東山区役所 北館2階青少年活動センター前、3階地域体育館前
 - 西京区役所 2階会議室前、1階保健福祉センター前
 - 洛西支所 2階厚生室前
 - 伏見区役所 4階青少年活動センター前
- イ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

5 応募申込手続

(1) 申込方法

ア 郵送による場合

(7) 受付期間

令和5年1月10日（火）～令和5年1月27日（金）必着

(イ) 送付先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市文化市民局地域自治推進室

(ウ) 送付方法

書留郵便で送付してください。

なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものとみなしますので御注意ください。

イ 持参による場合

(7) 受付期間

令和5年1月10日（火）～令和5年1月27日（金）

【午前9時～12時、午後1時～5時】

(イ) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所内（分庁舎地下1階）京都市文化市民局地域自治推進室 まで

(2) 必要書類（各1部ずつ）

- ア 応募申込書 様式1
- イ 販売予定品目（自動販売機用）
- ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料
- } 様式は任意です。

(3) その他

- ア 上記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は行いません。
- イ 提出された書類の返却は行いません。
- ウ 様式は、地域自治推進室のホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/68-5-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

6 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書 様式2 にその内容を記入のうえ、持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

(1) 質問書受付期間（持参、郵送又は電子メール）

令和5年1月10日（火）～令和5年1月17日（火）必着

【午前9時～12時、午後1時～5時】

※ 郵送の場合は書留郵便で送付してください。なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものとみなしますので御注意ください。

(2) 質問書提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市文化市民局地域自治推進室

E-mail kusei@city.kyoto.lg.jp

(3) 質問に対する回答

質問收受日の翌日から起算して3営業日以内に地域自治推進室ホームページに掲載して回答します。

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/68-5-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

(4) その他

- ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外（電話等）には一切応じられません。
- イ また、応募内容、審査等に関する問い合わせには一切応じられません。

7 設置事業者の決定

(1) 決定方法

ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで「3 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が、「2 設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を設置事業者に決定します。

イ 上記アの最高金額である応募者が各グループで同一であった場合は、商品をグループ毎に分け、商品の重複がないこととします。（同一フロアに複数台の自動販売機を設置する場合として定めています。）

ウ 上記イの最高金額である応募者において、グループ毎に商品に分けることが困難な場合には、次の高額応募者を設置業者として決定します。

エ 上記の最高金額である応募者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定することとします。

※ イ及びウについて、同一フロアに複数台の自動販売機の設置を予定している庁舎等において、商品の重複を避けることを目的としています。

(2) 決定予定日

令和5年1月31日（火）頃に決定する予定です。

(3) 決定後の通知及び公表について

上記のとおり決定された後、各応募者へ決定された設置事業者名及び決定金額を通知します。

また、文化市民局地域自治推進室ホームページにおいて、決定された設置事業者が法人か個人かの区分と決定金額を掲載します。

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/68-5-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの

イ 応募者の記名押印がないもの

ウ 1つのグループに同一の応募者が複数応募したときは、その全部のもの

エ 他の応募者の応募を掛け持ちしたときは、その全部のもの

オ 応募価格（提案使用料）又は応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの

カ 訂正、削除及び挿入等があるもの

キ 営業事業者の決定に関し不正な行為を行ったもの

ク その他、当該仕様書及び要項の応募に関する条件に違反したもの

8 使用許可申請の手続

営業事業者に決定した者は、以下の手続を行っていただきます。

(1) 行政財産使用許可申請書の提出

本市指定の様式により行政財産使用許可申請を行ってください。

(2) 設置する機器等の資料

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等を提出してください。

9 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 営業事業者の決定後、「3 応募資格要件」を満たさなくなった場合
- (3) その他本市が行政財産使用許可の相手方として不相当と認めた場合

10 その他

- (1) 4-(4)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手続に要する一切の費用は、営業事業者の負担とします。
- (2) 営業事業者には、自動販売機の設置後、本市が指定する様式により毎月の販売実績を報告していただきます。

参考資料

○ 区役所・支所別職員数（令和4年4月18日現在）

施設	職員数	備考
北区役所	143人	西庁舎に青少年活動センター
上京区役所	118人	
左京区役所	190人	
中京区役所	137人	消防庁舎併設
東山区役所	98人	消防署、図書館、老人センター、児童館併設
山科区役所	184人	
下京区役所	122人	
南区役所	158人	
西京区役所	104人	
西京保健センター	18人	
洛西支所	85人	図書館併設
伏見区役所	230人	4階に青少年活動センター
深草支所	111人	
醍醐支所	118人	消防署併設
計	1、816人	

○ 機器別販売実績（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

施設名称	設置番号	設置場所	販売本数
北区役所	①	本庁舎1階（中央入口ホール）	9,723
	②	西庁舎1階（入口風除室）	3,439
上京区役所	①	庁舎1階（自動販売機コーナー奥）	4,894
	②	庁舎1階（自動販売機コーナー手前）	1,437
	③	庁舎1階（ロビー）	684
	④	屋外（バス停前）	4,665
左京区役所	①	庁舎1階（自動販売機コーナー）	8,650
	②	庁舎1階（自動販売機コーナー）	1,498
	③	庁舎1階（自動販売機コーナー）	1,269
	④	庁舎2階（休養室内）	2,618
	⑤	庁舎地下1階（エレベーターホール）	779
中京区役所	①	庁舎1階（正面入口ホール）	4,805
	②	庁舎2階（エレベーター横）	1,311
	③	庁舎3階（エレベーター横）	3,174
	④	庁舎4階（エレベーター横）	3,167
東山区役所	①	北館地下1階（保健福祉センターホール）	991
	②	南館1階（入口ホール）	717
山科区役所	①	屋外（庁舎正面入口付近）	4,679
	②	庁舎1階（保健福祉センター廊下）	8,491
	③	庁舎2階（大会議室前）	6,897
下京区役所	①	屋外（庁舎南側）	2,998
	②	屋外（庁舎南側）	566
	③	庁舎4階（エレベーターホール）	2,564
南区役所	①	庁舎1階（正面入口ホール）	1,552
	②	屋外（駐車場側入口）	1,162
西京区役所	①	庁舎1階（正面入口ホール）	3,472
西京保健福祉センター別館	①	屋外（庁舎入口前）	2,244
洛西支所	①	庁舎1階（正面入口ホール）	2,550
	②	庁舎1階（西入口ホール）	876
伏見区役所	①	庁舎1階（エレベーターホール）	13,694
	②	庁舎2階（講堂横）	1,752
	③	庁舎3階（市民窓口課前）	5,069
深草支所	①	庁舎1階（コミュニティホール）	3,326
	②	庁舎1階（南側E Vホール）	455
	③	庁舎3階（保健福祉センター待合）	801

醍醐支所	①	庁舎 2 階（生活福祉課前）	6,288
	②	庁舎 3 階（会議室前）	1,409

※販売実績は、缶、びん、ペットボトル等すべての販売本数合計です。
 容器の形状別、販売単価別の販売本数実績は公表しません。

【問合せ先】

京都市文化市民局 地域自治推進室（担当：石井、茶園）
 〒604-8571
 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
 電話（075）222-3048（直通）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/68-5-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

施設名称	所在地	設置番号	設置場所	寸法上限	公募区分
北区役所	北区紫野東御所田町33番地の1	①	本庁舎1階（中央入口ホール）	W1050×D800×H1900	第1グループ
		②	西庁舎1階（入口風除室）	W1050×D800×H1900	第1グループ
上京区役所	上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地	①	庁舎1階（自動販売機コーナー奥）	W1200×D800×H1900	第1グループ
		②	庁舎1階（自動販売機コーナー手前）	W1200×D800×H1900	第2グループ
		③	庁舎1階（ロビー）	W1200×D800×H1900	第2グループ
		④	屋外（バス停前）	W1200×D800×H1900	第1グループ
左京区役所	左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2	①	庁舎1階（自動販売機コーナー）	W1200×D800×H1900	第1グループ
		②	庁舎1階（自動販売機コーナー）	W1200×D800×H1900	第2グループ
		③	庁舎1階（自動販売機コーナー）	W1200×D800×H1900	第2グループ
		④	庁舎2階（休養室内）	W1200×D800×H1900	第1グループ
		⑤	庁舎地下1階（エレベーターホール）	W1200×D800×H1900	第1グループ
中京区役所	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地	①	庁舎1階（正面入口ホール）	W1200×D800×H1900	第1グループ
		②	庁舎2階（エレベーター横）	W1200×D800×H1900	第1グループ
		③	庁舎3階（エレベーター横）	W1200×D800×H1900	第1グループ
		④	庁舎4階（エレベーター横）	W1200×D800×H1900	第1グループ
東山区役所	東山区清水五丁目130番地の6	①	北館地下1階（保健福祉センターホール）	W1200×D800×H1900	第2グループ
		②	南館1階（入口ホール）	W1200×D800×H1900	第2グループ
山科区役所	山科区柳辻池尻町14番地の2	①	屋外（庁舎正面入口付近）	W1200×D800×H1900	第1グループ
		②	庁舎1階（保健福祉センター廊下）	W1200×D800×H1900	第1グループ
		③	庁舎2階（大会議室前）	W1200×D800×H1900	第1グループ
下京区役所	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地の8	①	屋外（庁舎南側）	W1200×D800×H1900	第1グループ
		②	屋外（庁舎南側）	W1200×D800×H1900	第2グループ
		③	庁舎4階（エレベーターホール）	W1200×D800×H1900	第1グループ
南区役所	南区西九条南田町1番地の3	①	庁舎1階（正面入口ホール）	W1050×D800×H1900	第2グループ
		②	屋外（駐車場側入口）	W1200×D800×H1900	第2グループ
西京区役所	西京区上桂森下町25番地の1	①	庁舎1階（正面入口ホール）	W1200×D800×H1900	第1グループ
西京保健福祉センター別館	西京区桂長町1番地の2	①	屋外（庁舎入口前）	W1200×D800×H1900	第1グループ
洛西支所	西京区大原野東境谷町二丁目1番地の2	①	庁舎1階（正面入口ホール）	W1200×D800×H1900	第1グループ
		②	庁舎1階（西入口ホール）	W900×D700×H1900	第2グループ
伏見区役所	伏見区鷹匠町39番地の2	①	庁舎1階（エレベーターホール）	W1200×D800×H1900	第1グループ
		②	庁舎2階（講堂横）	W1200×D800×H1900	第1グループ
		③	庁舎3階（市民窓口課前）	W1200×D800×H1900	第1グループ
深草支所	伏見区深草向畑町93番地の1	①	庁舎1階（コミュニティホール）	W1200×D800×H1900	第1グループ
		②	庁舎1階（南側E Vホール）	W1000×D590×H1900	第2グループ
		③	庁舎3階（保健福祉センター待合）	W1000×D590×H1900	第1グループ
醍醐支所	伏見区醍醐大構町28番地	①	庁舎2階（生活福祉課前）	W1200×D800×H1900	第1グループ
		②	庁舎3階（会議室前）	W1200×D800×H1900	第1グループ

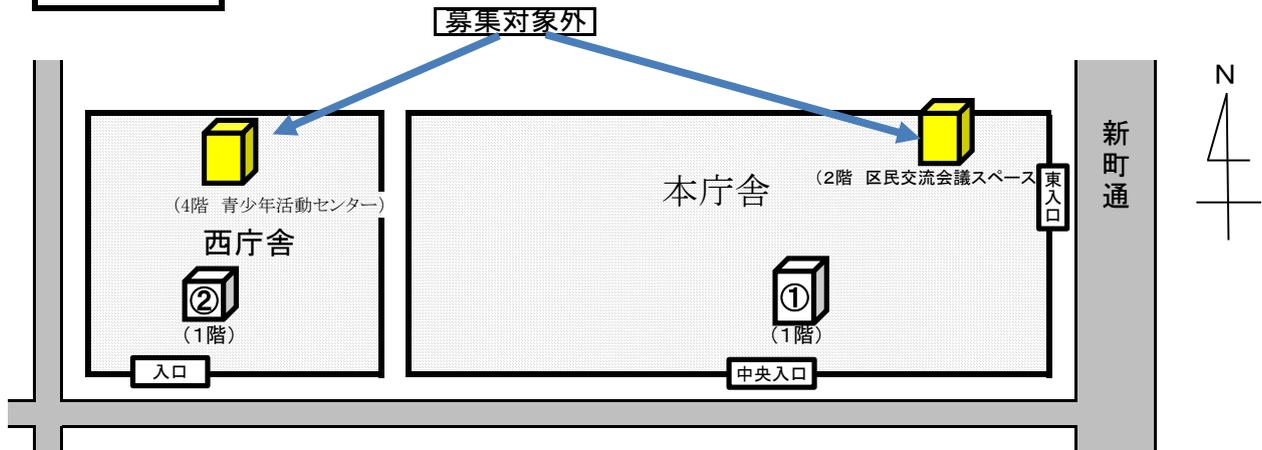
※ 具体的な設置位置は、別添の「位置図」を参照してください。

※ 寸法上限には、空容器の回収箱設置場所を含みません。

※ 使用電力計測用の電気子メーターを自動販売機の上部に設置する場合は、天井までの間で設置可能な高さであり、天井の点検口及び点検の際に天井に人が出入りする場合に支障が生じない箇所に設置するときに限り、電気子メーターを含む高さが寸法上限を超えることを認めます。

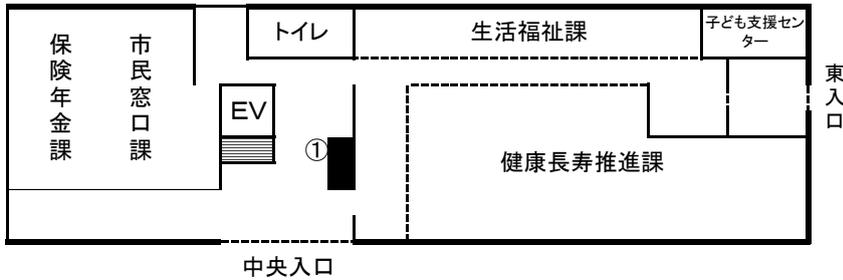
○北区役所

概要図



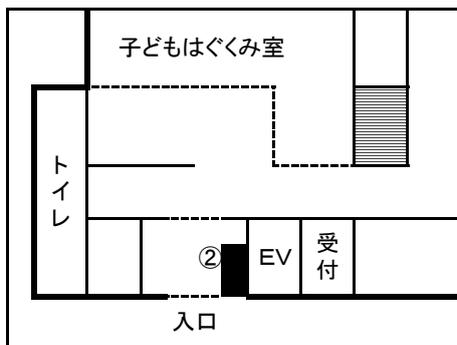
設置番号①

本庁舎1階(中央入口ホール)

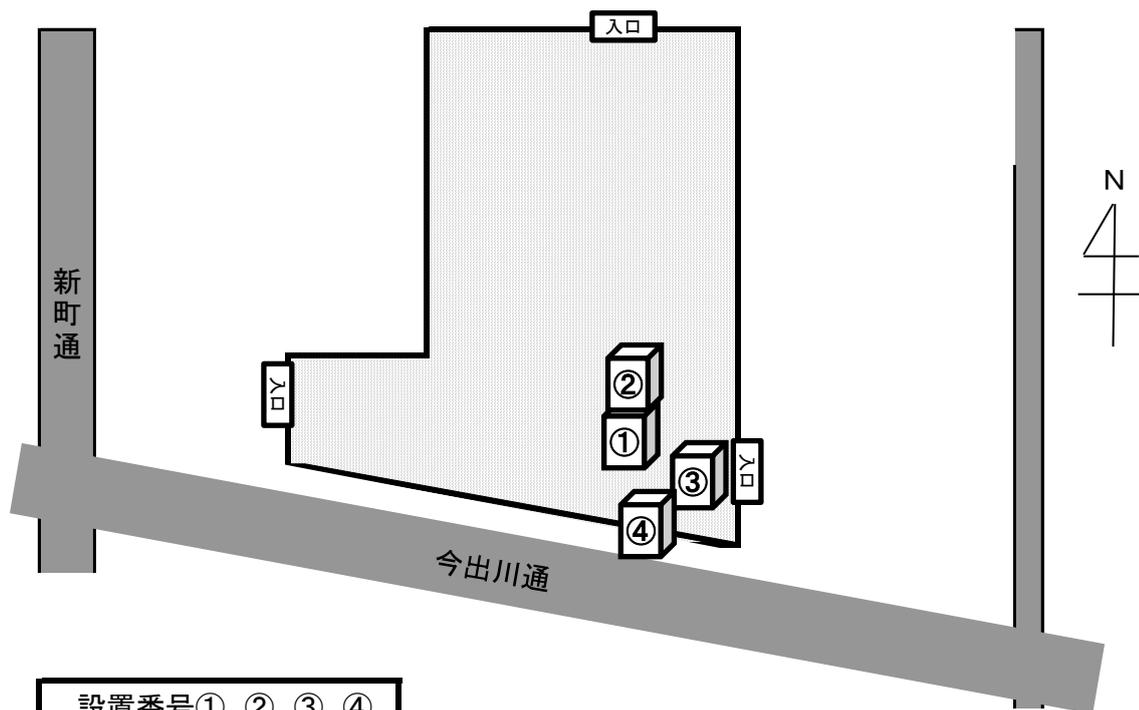


設置番号②

西庁舎1階(入口風除室)

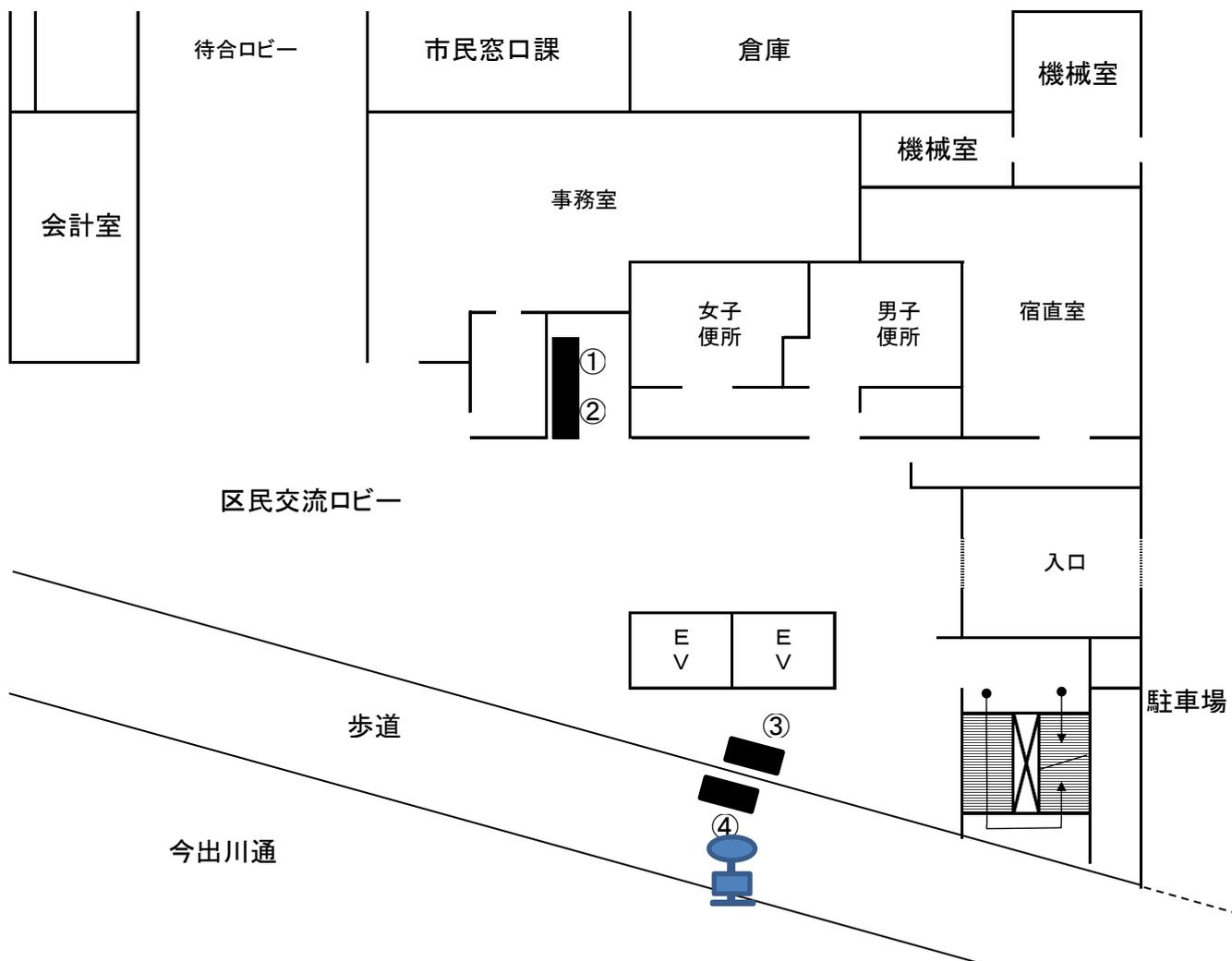


○上京区役所

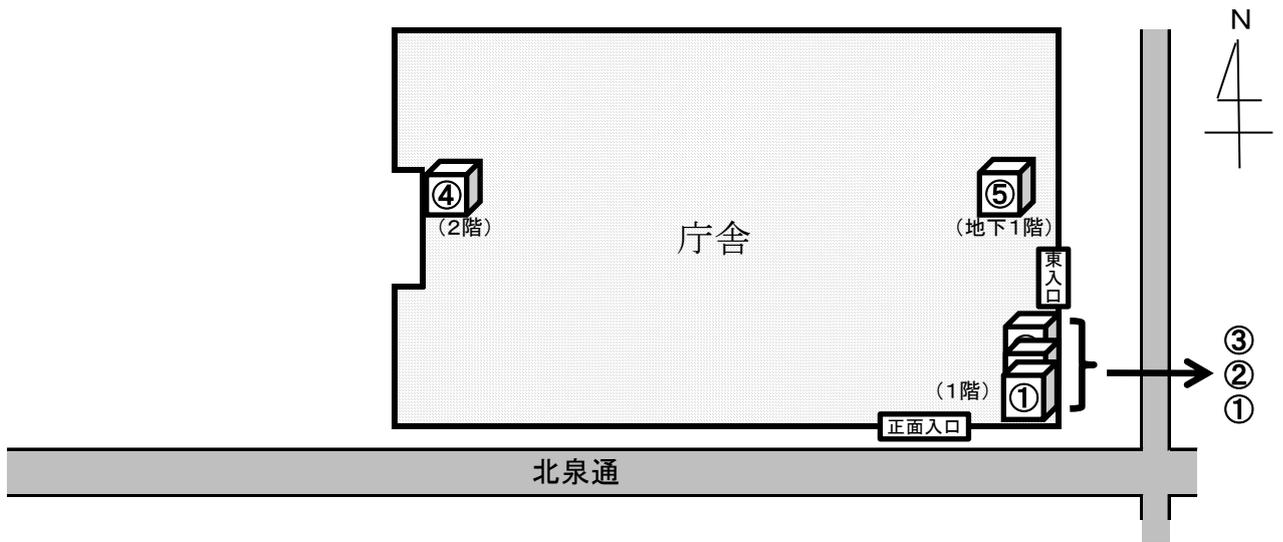


設置番号①, ②, ③, ④

屋内・屋外(庁舎1F南東入口付近)

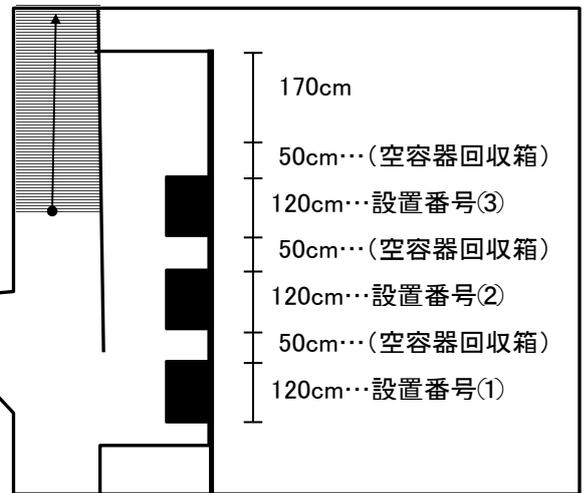
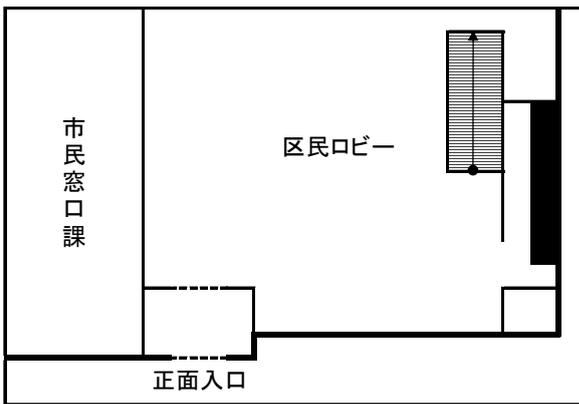


○左京区役所



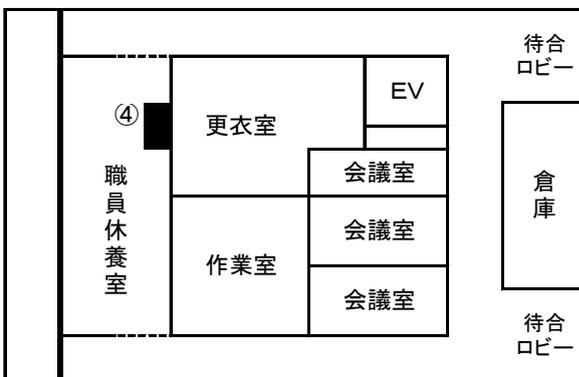
設置番号①, ②, ③

庁舎1階(自動販売機コーナー)



設置番号④

庁舎2階(休養室内)

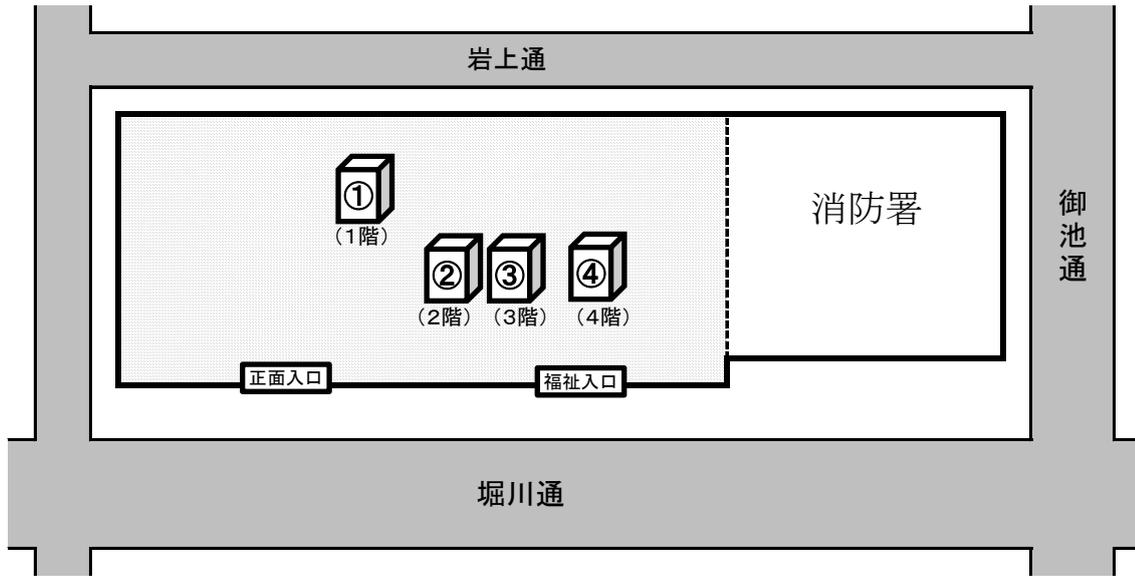


設置番号⑤

庁舎地下1階(エレベーターホール)

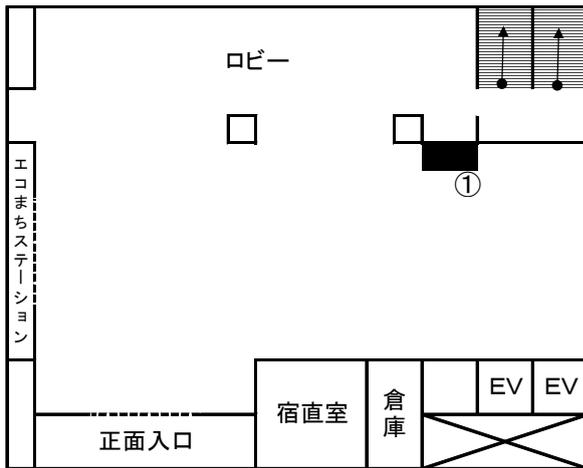


○中京区役所



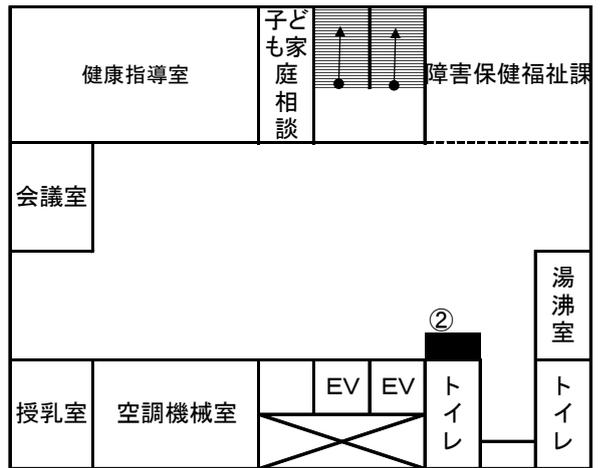
設置番号①

庁舎1階(正面入口ホール)



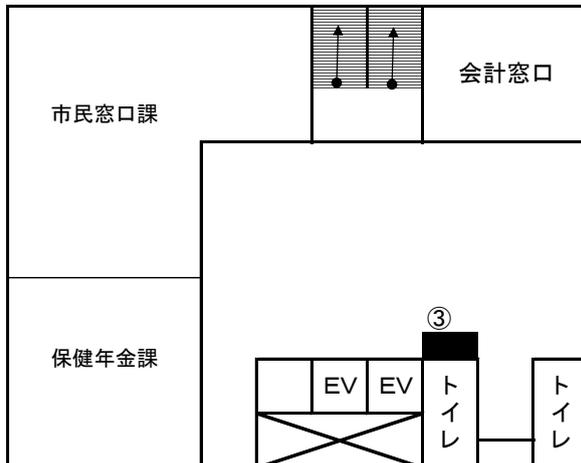
設置番号②

庁舎2階(エレベーター横)



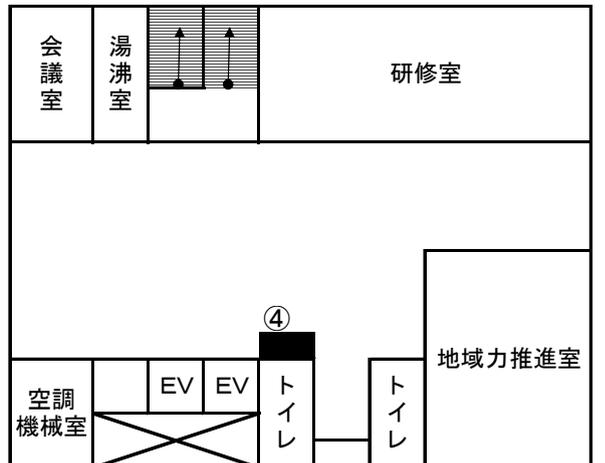
設置番号③

庁舎3階(エレベーター横)

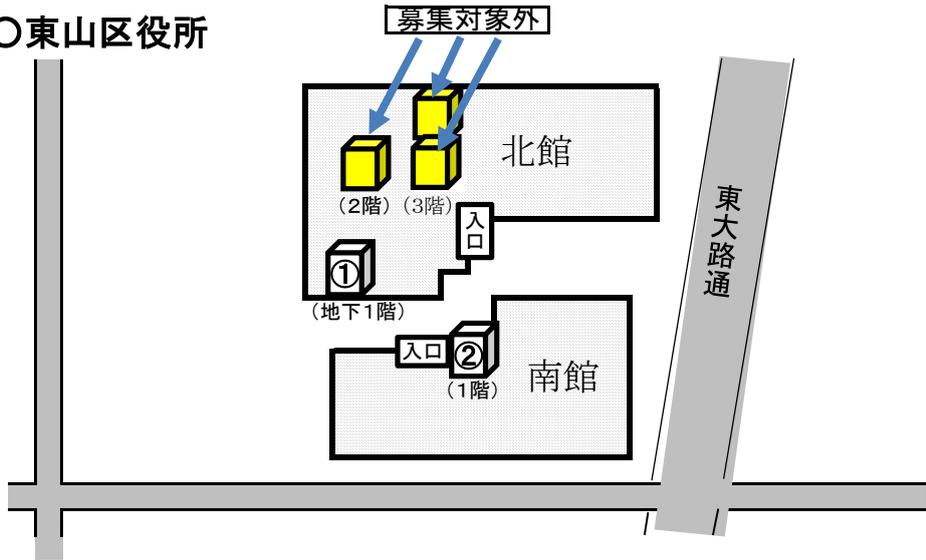


設置番号④

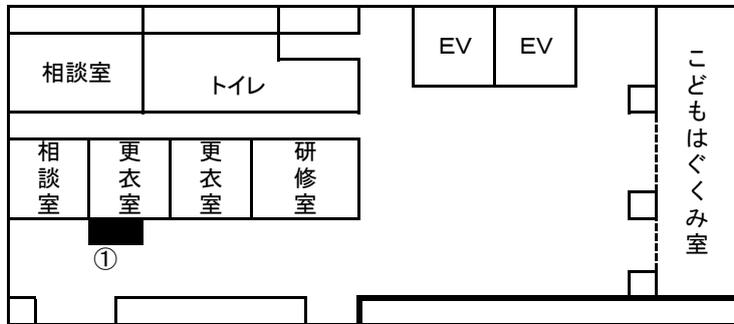
庁舎4階(エレベーター横)



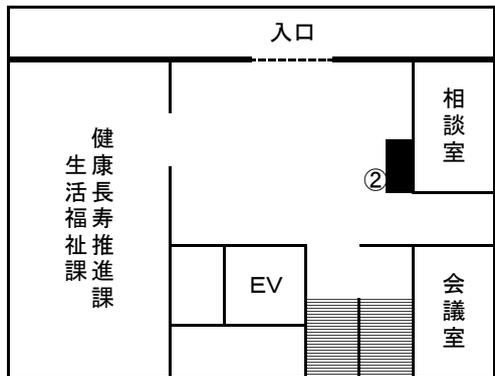
○東山区役所



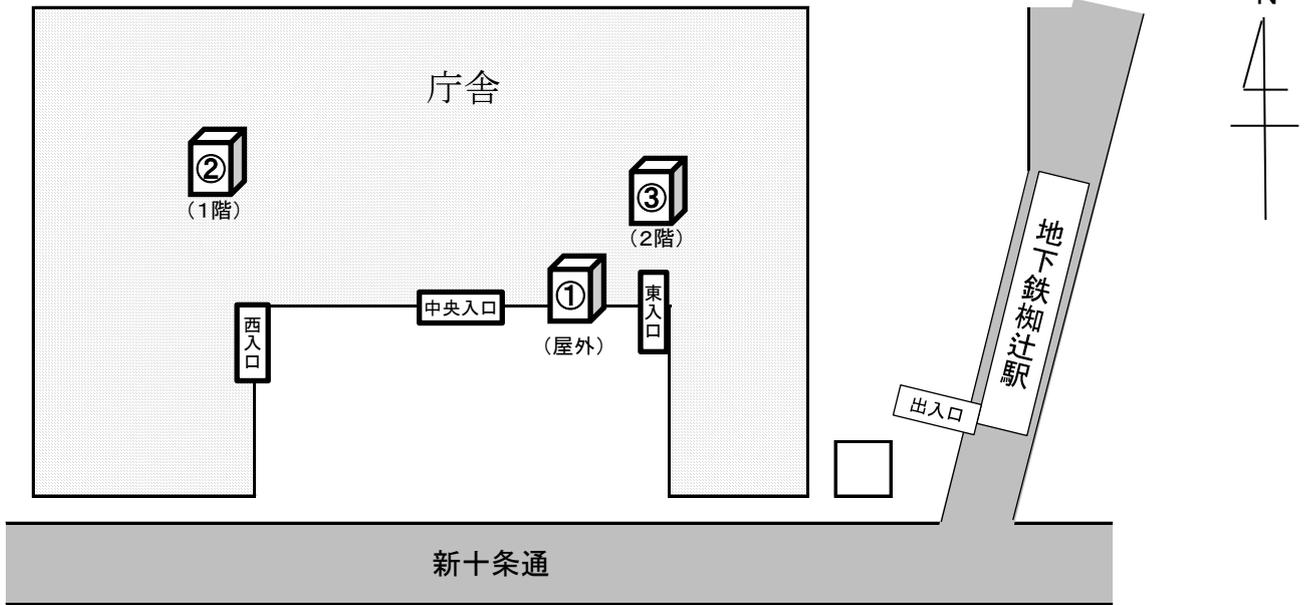
設置番号① 北館地下1階(保健福祉センターホール)



設置番号② 南館1階(入口ホール)

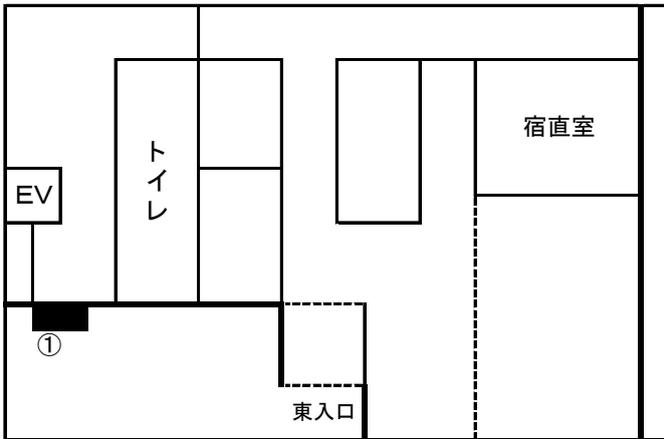


○山科区役所



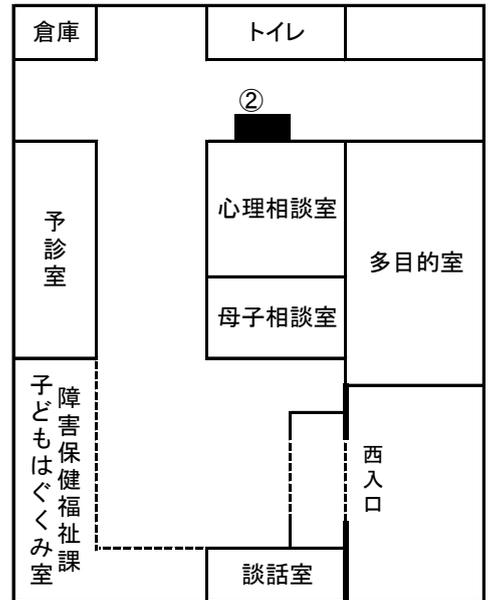
設置番号①

屋外(庁舎正面入口付近)



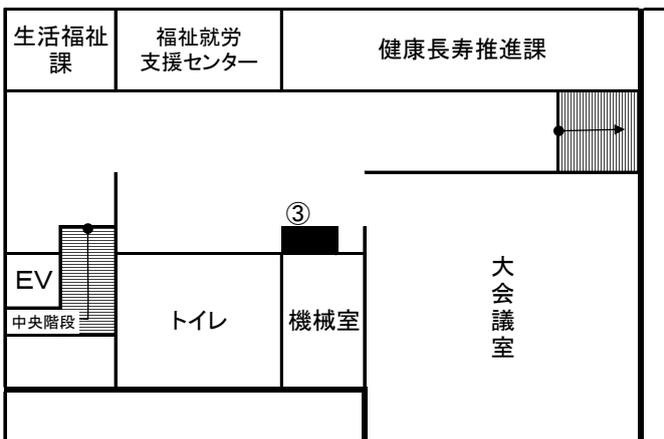
設置番号②

庁舎1階(保健福祉センター廊下)

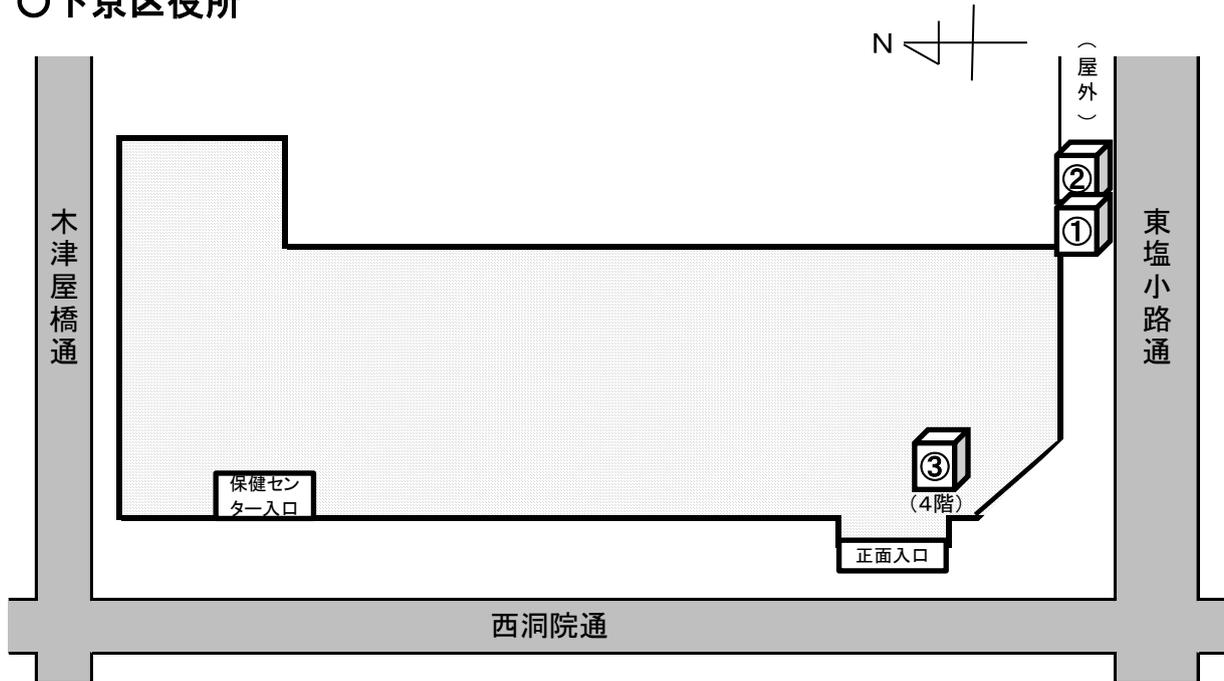


設置番号③

庁舎2階(大会議室前)

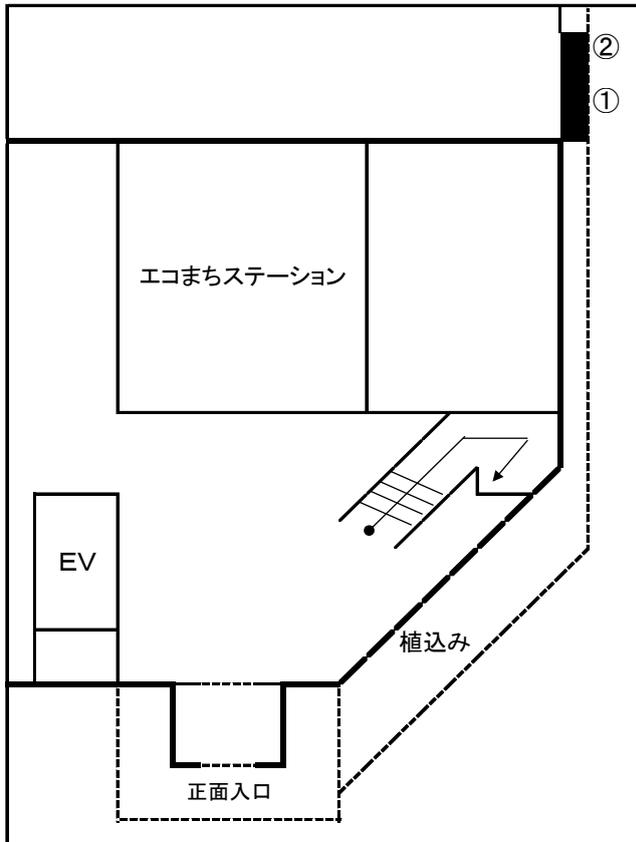


○下京区役所



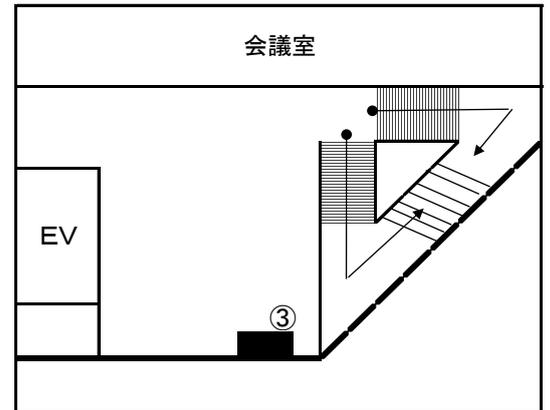
設置番号①, ②

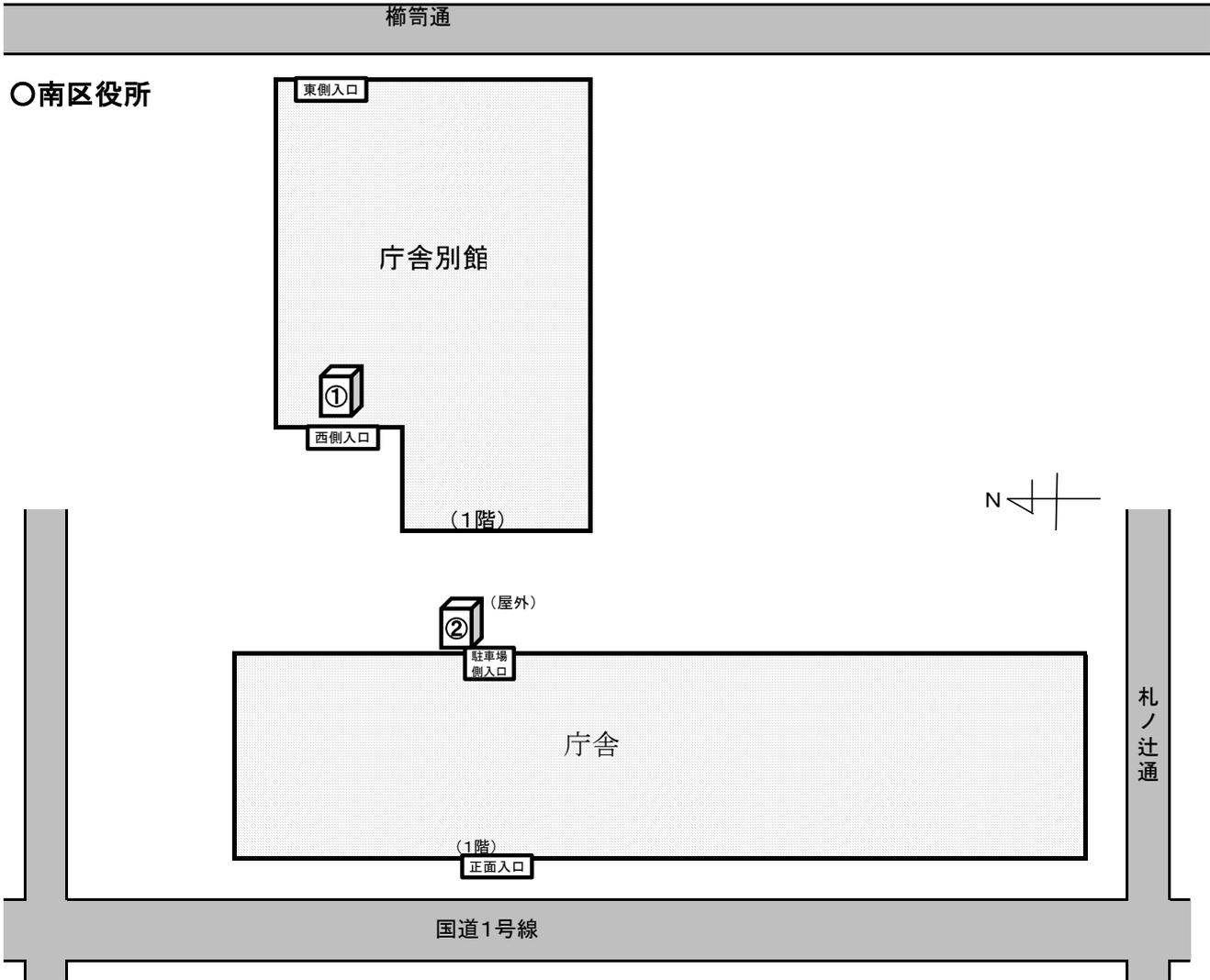
屋外(庁舎南側2箇所)



設置番号③

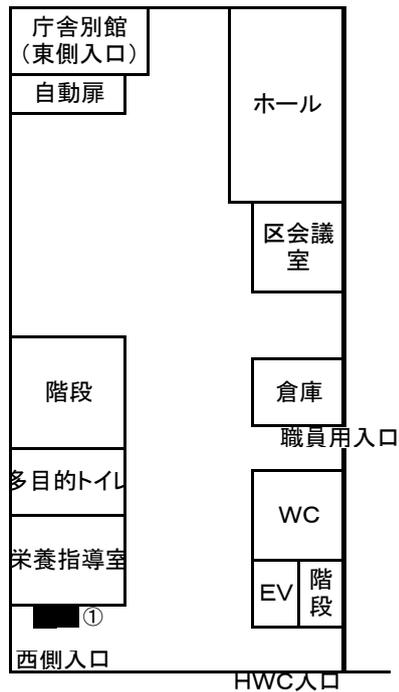
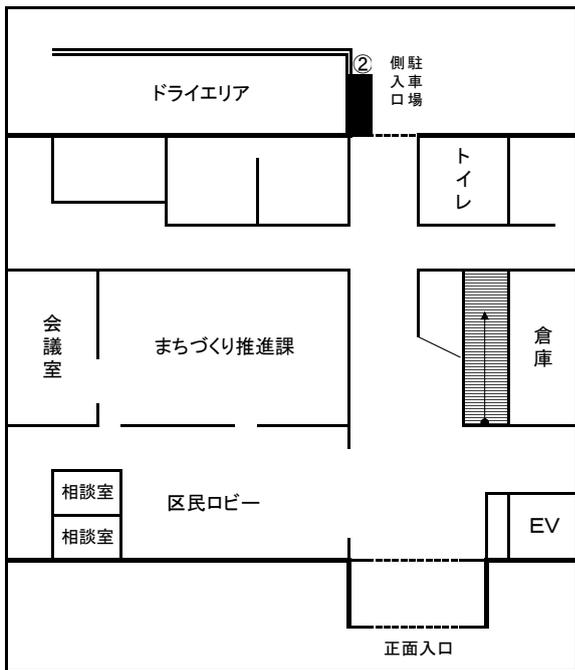
庁舎4階(エレベーターホール)



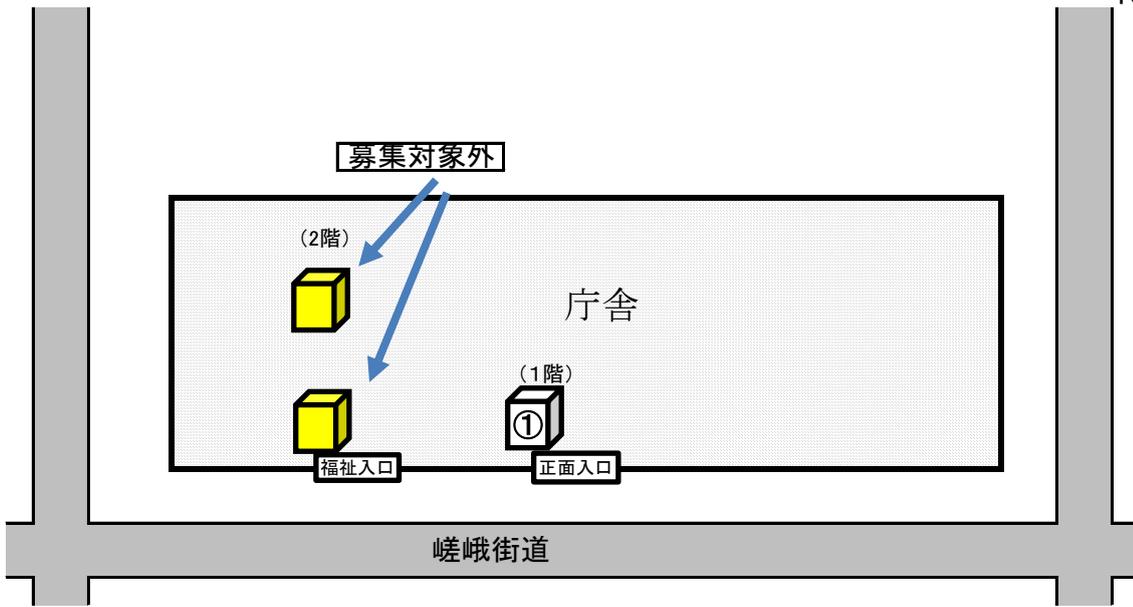
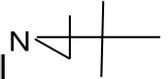


設置番号①, ②

庁舎別館1階(西側入口), 庁舎屋外(駐車場側入口)

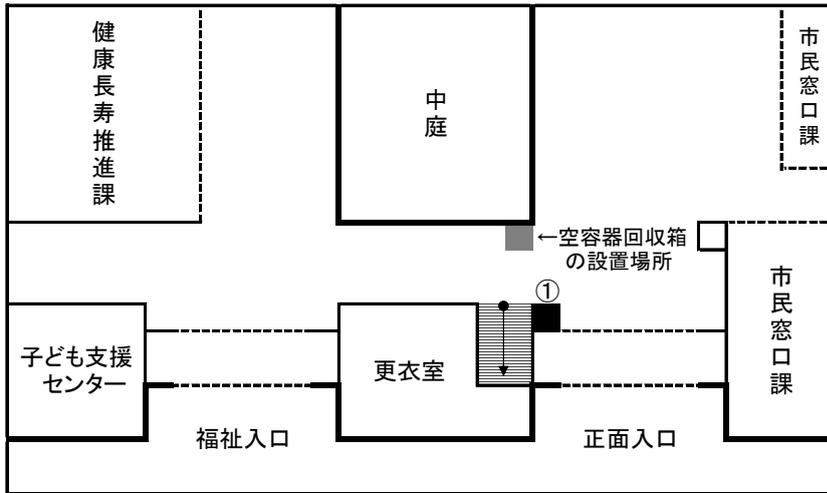


○西京区役所



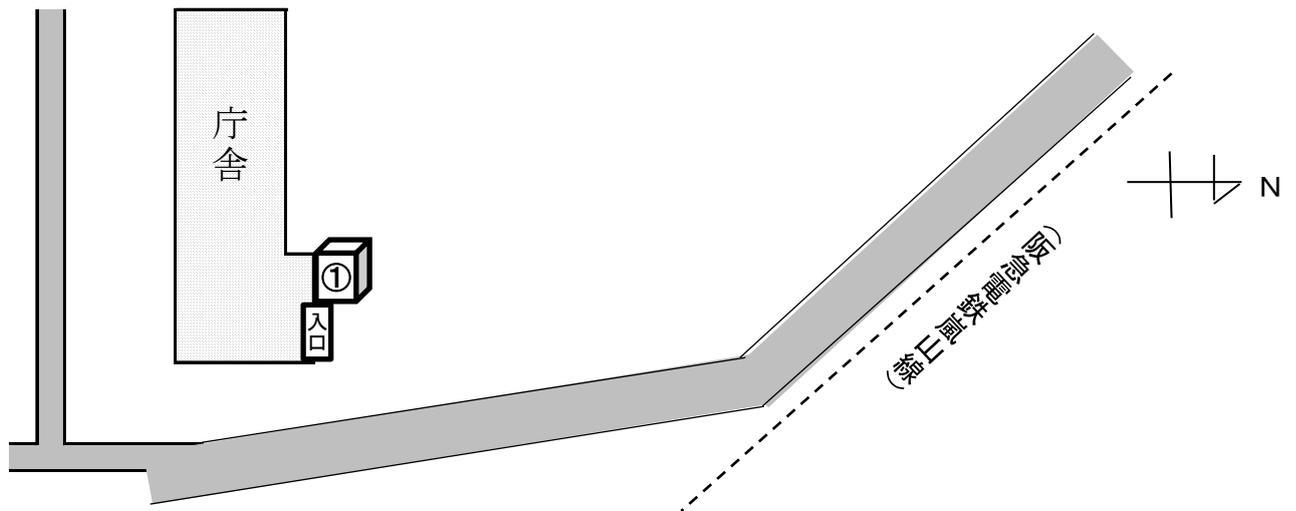
設置番号①

庁舎1階(正面入口ホール)



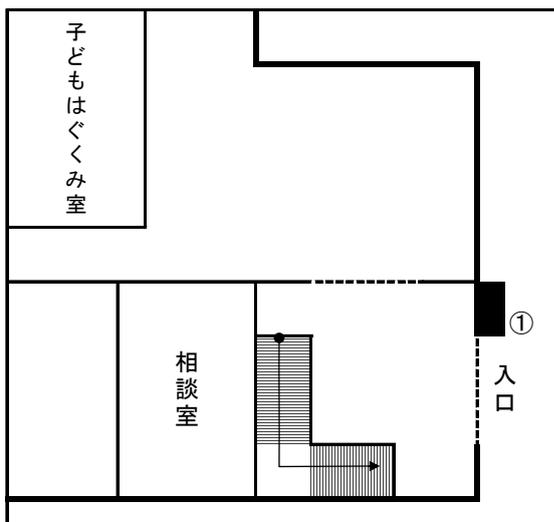
位置図

○西京保健福祉センター別館

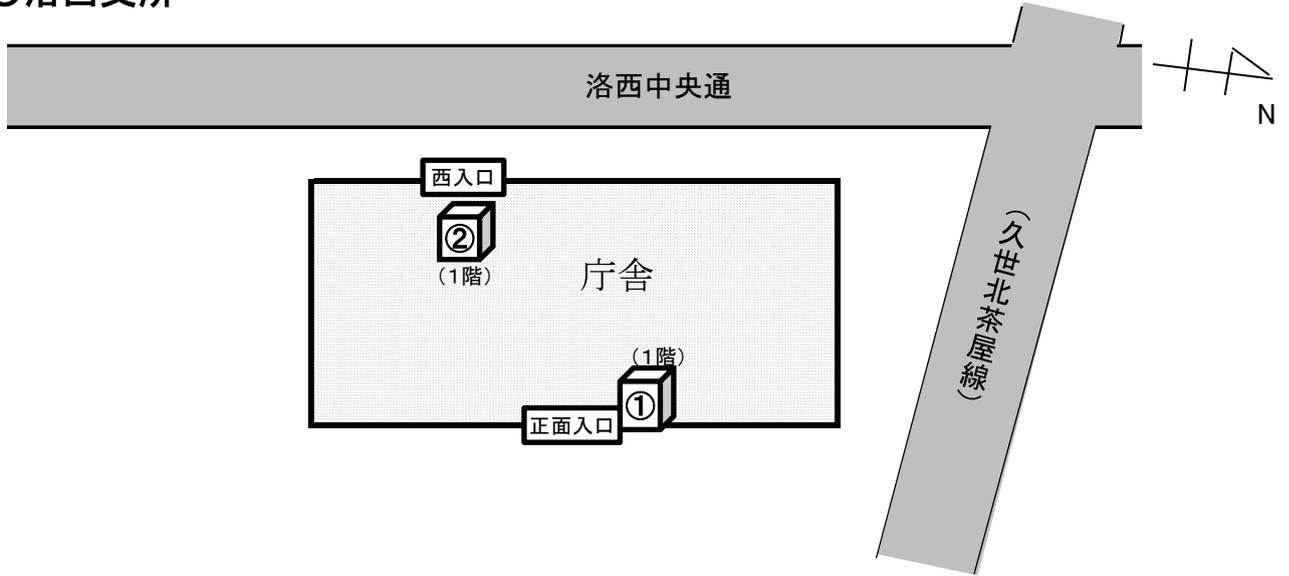


設置番号①

屋外(庁舎入口前)

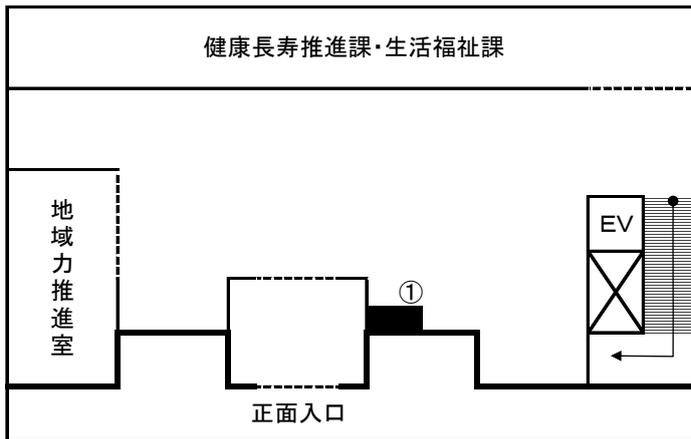


○洛西支所



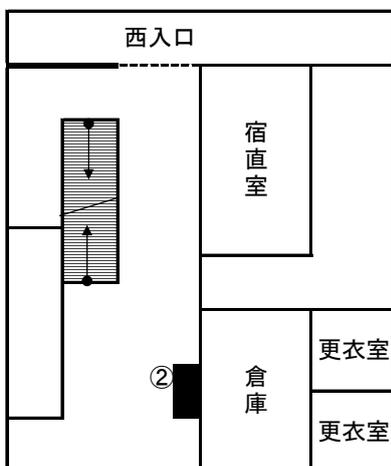
設置番号①

庁舎1階(正面入口ホール)



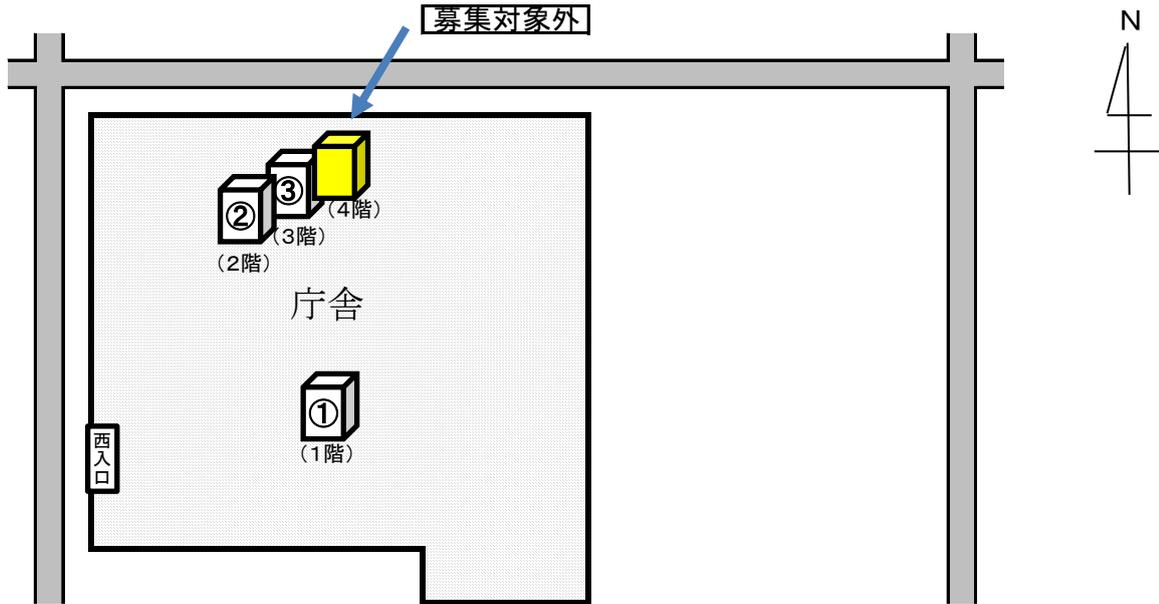
設置番号②

庁舎1階(西入口ホール)



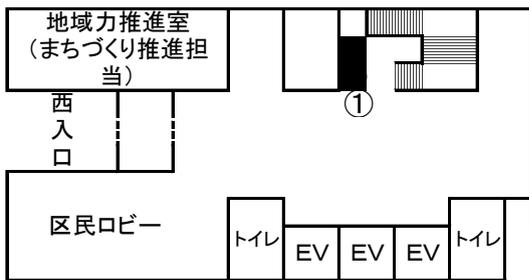
位置図

○伏見区役所



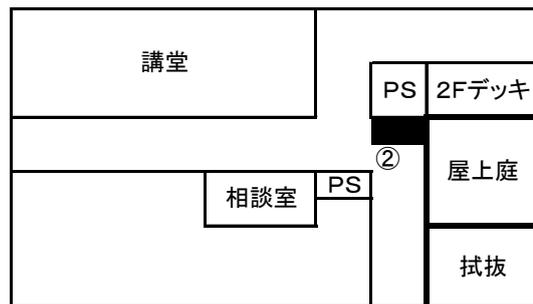
設置番号①

庁舎1階(エレベーターホール)



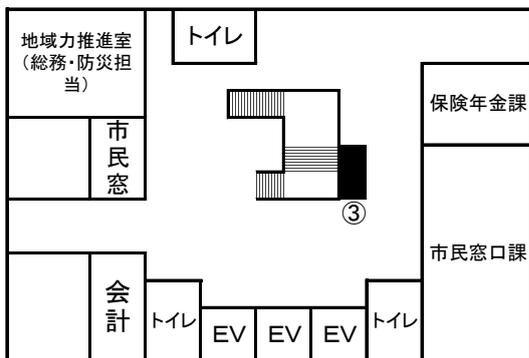
設置番号②

庁舎2階(講堂横)

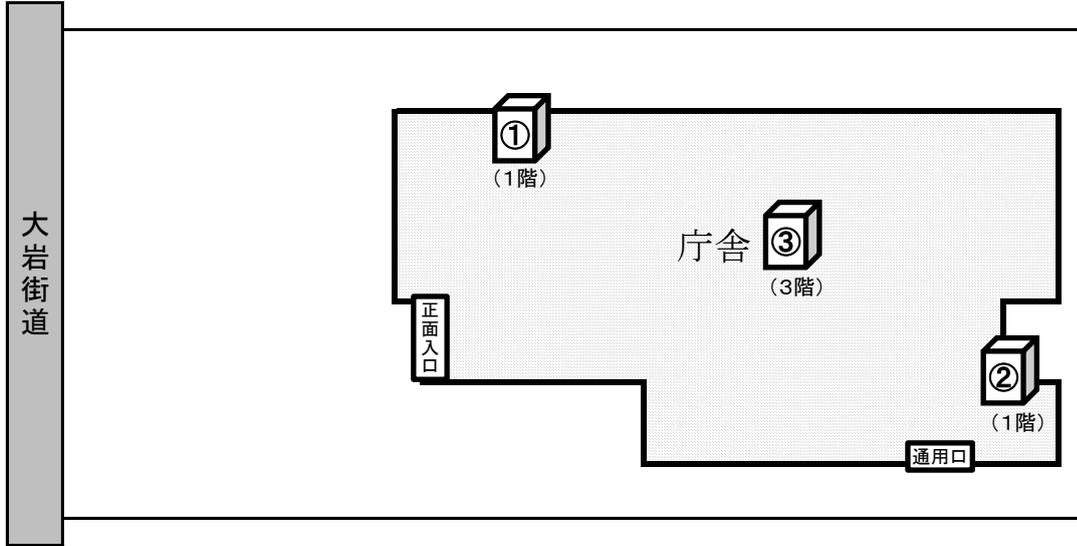
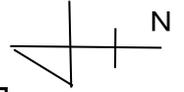


設置番号③

庁舎3階(市民窓口課前)

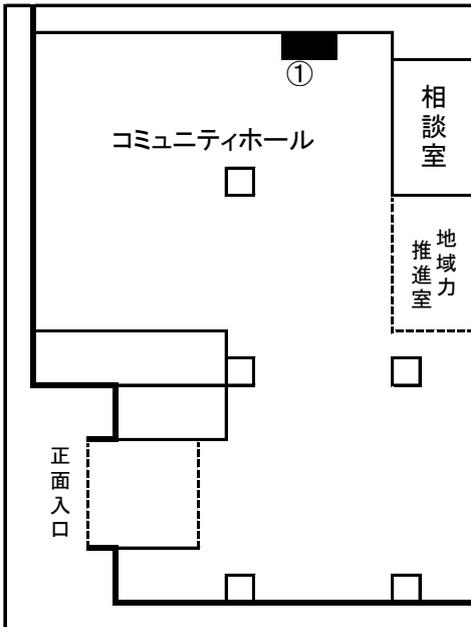


○深草支所



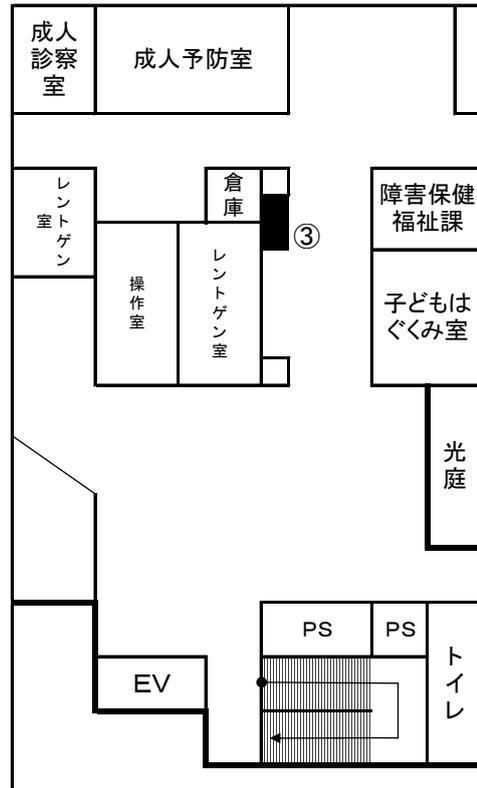
設置番号①

庁舎1階(コミュニティホール)



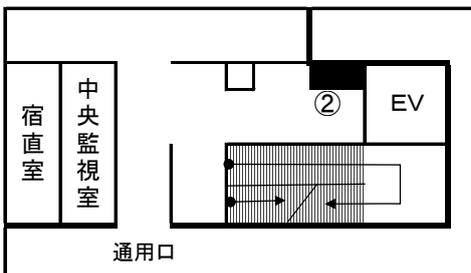
設置番号③

庁舎3階(保健福祉センター待合)



設置番号②

庁舎1階(南側EVホール)

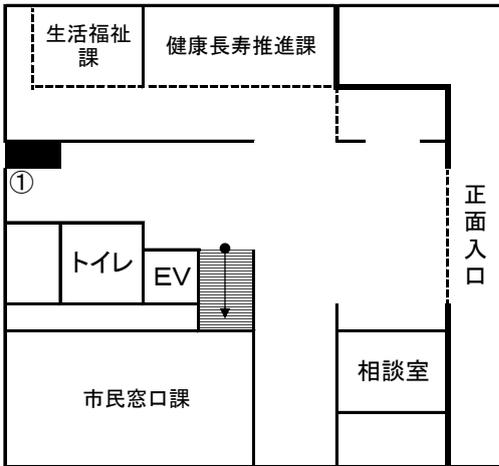


○醍醐支所



設置番号①

庁舎2階(生活福祉課前)



設置番号②

庁舎3階(会議室前)

